

山口基署発0519第1号  
令和7年5月19日

(一社) 山口県労働基準協会  
防府・山口支部 山口事務所長 殿

山口労働基準監督署長



職場における熱中症予防対策の徹底について（要請）

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年1年間の全国における職場における熱中症の発生状況は、休業4日以上死傷者数は1,195人、うち死亡者数は30人となっています。（速報値）

山口県下の熱中症の発生状況を見ますと、過去10年間で職場における熱中症により111人が被災しており、令和5年、6年と2年連続して死亡災害が発生し、当署管内においても、令和5年に死亡災害が発生し尊い人命が失われる極めて憂慮すべき事態となっております。

こうした状況から、熱中症の重篤化を防止するために必要な対策を規定した「改正労働安全衛生規則」が令和7年6月1日から施行されることとなっております。

このため、当署ではすべての職場において、令和7年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけ、一層の取組を推進することといたしました。

つきましては、事業場における熱中症をこれ以上発生させないという強い決意のもと、貴会員事業場への周知啓発につき、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、貴会員事業場への周知啓発の際には、別添のリーフレット「今夏も防げ熱中症!! (STOP! 熱中症)」を併せてご活用いただきますようお願いいたします。

【参考情報】



STOP!熱中症～令和7年  
クールワークキャンペーン  
を実施します！（実施要綱含む）

（担当）山口労働基準監督署 安全衛生課

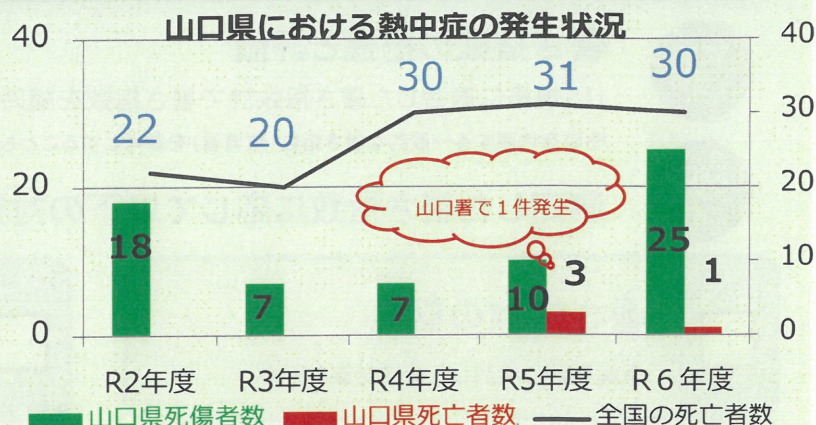
電話：083-600-0361

メール：yama-ki.08@mhlw.go.jp

# 今夏も防げ 熱中症！！(STOP！熱中症)

全国における熱中症の死亡者は、3年連続で30人以上であり、山口署管内においても令和5年に死亡災害が発生しました。

熱中症による死亡災害はそのほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」によるものです。現場において、死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施が必要です。



令和7年6月1日から【職場における熱中症対策の強化について】改正労働安全衛生規則が施行されます。

## 基本的な考え方



現場の実態に即した具体的な対応

## 現場における対応

○ 熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を事業者が罰則付きで義務付けることとする。

1 熱中症のおそれがある労働者を早期に発見できるよう、「熱中症の自覚症状がある労働者」や「熱中症のおそれがある労働者を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係労働者に対して周知すること。

※ 報告を受けるだけでなく、積極的に「熱中症の症状がある労働者を見つけるための措置」として、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡等現場において取り組まれている効果的な措置を推進で推奨する。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（参考例は別添のとおり）を事業場ごとにあらかじめ作成し、関係労働者に対して周知すること。

※ 「報告体制の整備」、「実施手順の作成」、「関係労働者への周知」は、以下の作業（熱中症のおそれのある作業）を対象に罰則付きで義務化。当該作業で熱中症が疑われる労働者が発生した場合には、WBGT値や作業時間等にかかわらず、実施手順を踏まえ、適切に対処することを通達で示す。

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※ 作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を通達で推奨する。

※ なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。



準備期間中（4月）にきちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう。

～ 準備期間（4月） 5月から9月はクールワークキャンペーン ～

- ☐ 事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立しましょう。
- ☐ JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検しましょう。
- ☐ 暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定しましょう。
- ☐ 暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討しましょう。
- ☐ 冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討しましょう。
- ☐ 透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討しましょう。
- ☐ 緊急時の対応を確認し、労働者に周知しましょう。
- ☐ 管理者、労働者に対する教育を実施しましょう。



キャンペーン  
実施要項

## キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省  
熱中症予防情報  
サイト



STEP  
1

### 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP  
2

### 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



#### 暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



#### 休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



#### 服装

準備期間に検討した服装を着用



#### 作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、  
作業中止



#### プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



#### 水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行  
させる等を考慮)



#### 暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の  
調整  
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意  
すること



#### 健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏  
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患  
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲  
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



#### 日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量  
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを  
指導し、作業開始前に確認



#### 作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる  
等労働者お互いの健康状態を留意するよう指導



#### 異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底

少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応

※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却

※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

## 重点取組期間

7月

## にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

「 令和7年6月1日に  
改正労働安全衛生規則が  
施行されます 」

職場における  
熱中症対策の  
強化について

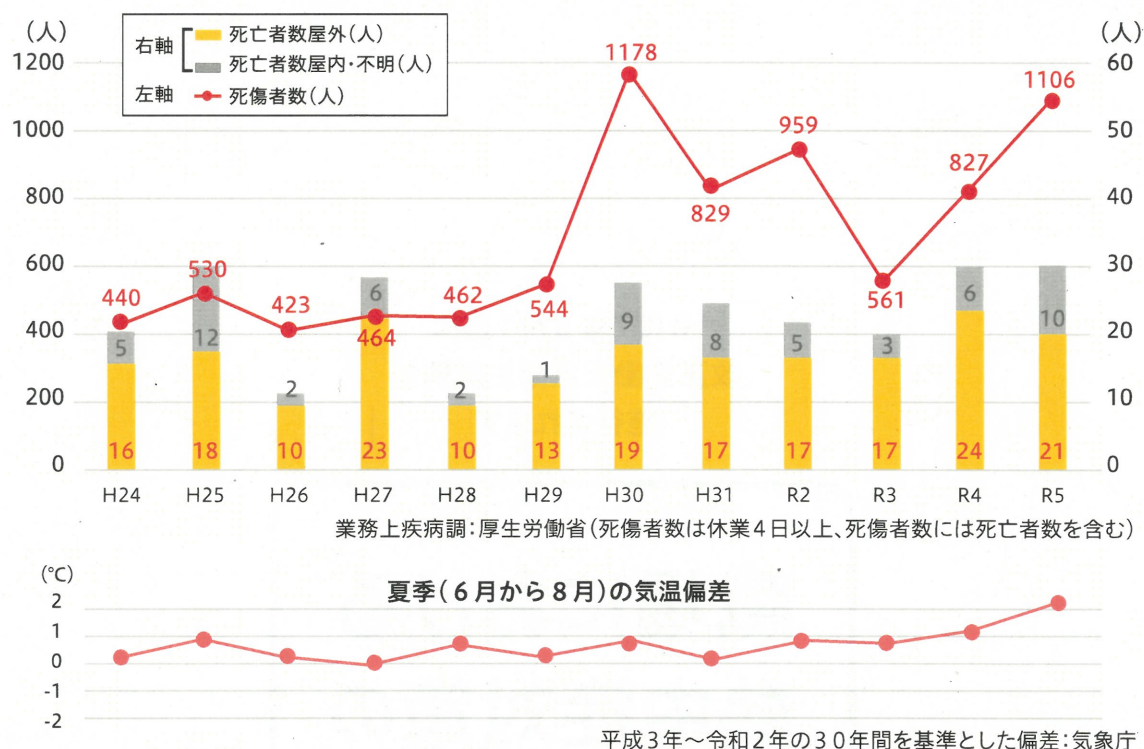


ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

## 夏季の気温と職場における 熱中症の災害発生状況(H24～)



## 熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

### 職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが  
「初期症状の放置・対応の遅れ」

### 早急に求められる対策

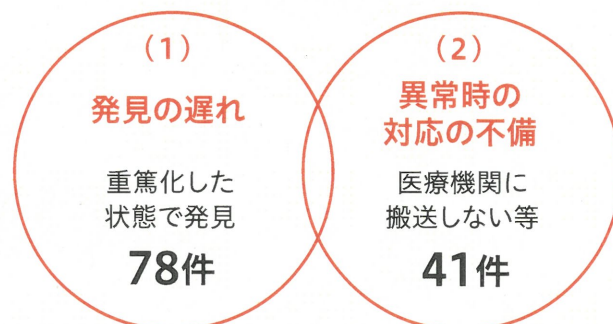
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において  
死亡に至らせない(重篤化させない)ための  
適切な対策の実施が必要。

### 熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり



# 職場における熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

## 第1 WGBT値(暑さ指数)の活用

### WGBT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定  
実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等で  
WGBT基準値を把握。

### WGBT基準値の活用方法

表1-1に基づいて  
身体作業強度とWGBT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWGBT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WGBT基準値より低いWGBT値である作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じたWGBT基準値

| 区分          | 身体作業強度(代謝率レベル)の例                                                                                                                                         | 各身体作業強度で作業する場合のWGBT値の目安の値 |                 |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-----------------|
|             |                                                                                                                                                          | 暑熱順化者のWGBT基準値℃            | 暑熱非順化者のWGBT基準値℃ |
| 0<br>安静     | 安静、楽な座位<br>                                                           | 33                        | 32              |
| 1<br>低代謝率   | ・軽い手作業(書く、タイピング等)<br>・手及び腕の作業<br>・腕及び脚の作業 など<br>                      | 30                        | 29              |
| 2<br>中程度代謝率 | ・継続的な手及び腕の作業<br>[くぎ(釘)打ち、盛土]<br>・腕及び脚の作業、<br>腕と胴体の作業 など<br>           | 28                        | 26              |
| 3<br>高代謝率   | ・強度の腕及び胴体の作業<br>・ショベル作業、ハンマー作業<br>・重量物の荷車及び手押し車を<br>押したり引いたりする など<br> | 26                        | 23              |
| 4<br>極高代謝率  | ・最大速度の速さでの<br>とても激しい活動<br>・激しくシャベルを使ったり<br>掘ったりするなど<br>               | 25                        | 20              |

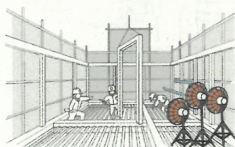
それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

## 第2 熱中症予防対策

### 1 作業環境管理

#### (1)WGBT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、  
直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



#### (2)休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



### 3 健康管理

#### (1)健康診断結果に基づく対応等

#### (2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



#### (3)労働者の健康状態の確認

#### (4)身体の状態の確認

### 2 作業管理

#### (1)作業時間の短縮等

#### (2)暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

#### (3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

#### (4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



#### (5)作業中の巡視

### 4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

#### (1)熱中症の症状

#### (2)熱中症の予防方法

#### (3)緊急時の救急処置

#### (4)熱中症の事例

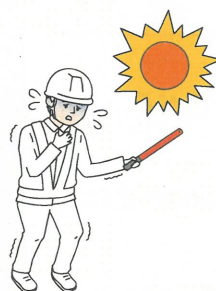


# 今回の労働安全衛生規則の改正について

## 基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい…



判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例) 救急車が到着するまで  
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に  
即した  
具体的な対応

## 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や  
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が  
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

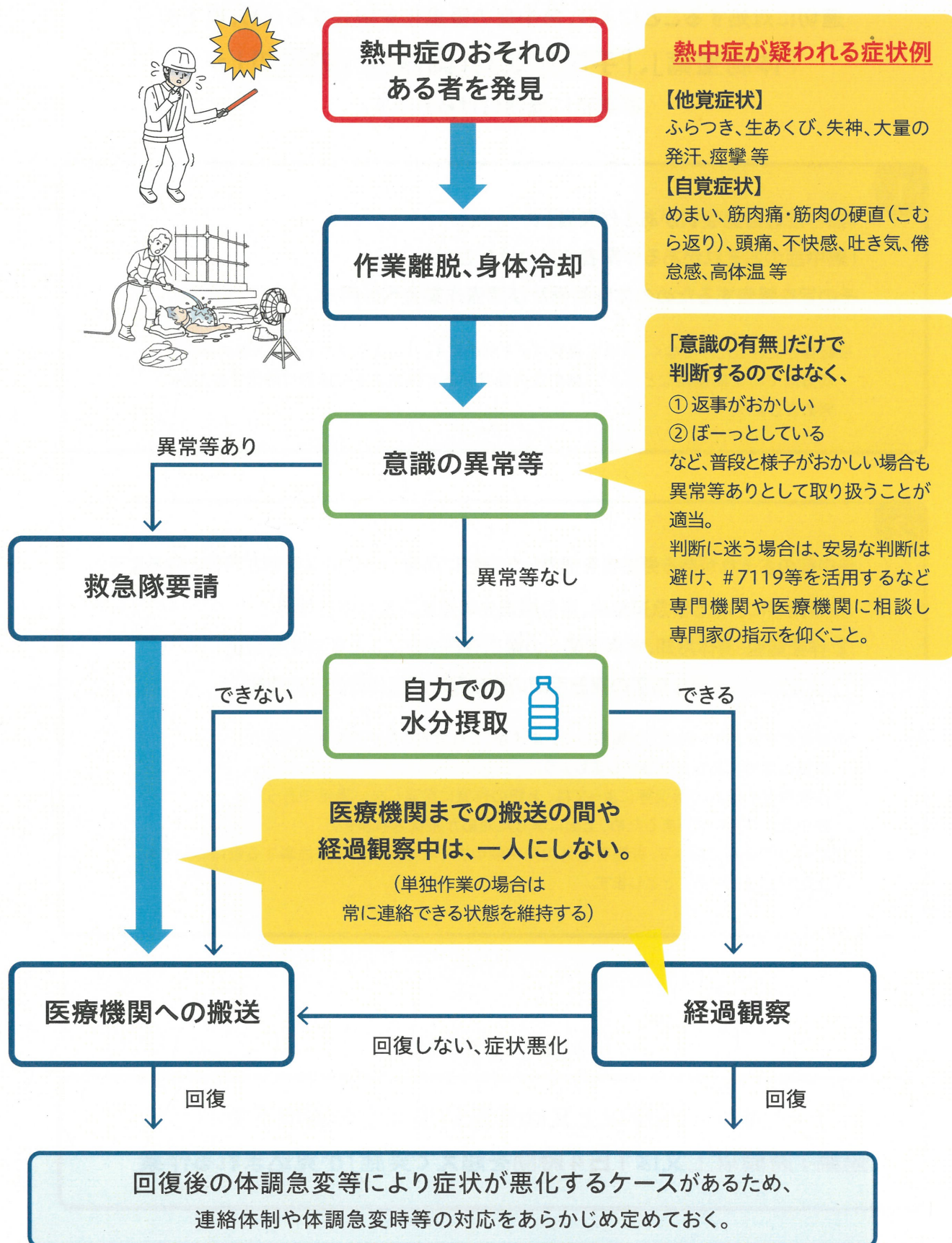
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で  
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

# 熱中症のおそれのある者に対する処置の例

## フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



# 熱中症のおそれのある者に対する処置の例

## フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

### 熱中症が疑われる症状例

#### 【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

#### 【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、

#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。

(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

回復

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

# “いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、  
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも  
初期症状

何となく  
体調が悪い

すぐに  
疲れる

あの人、  
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

**すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る**

## 手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名: 本日はWBGT値が28℃を  
超える見込みです

皆様お疲れ様です。  
本日のWBGT基準値は0℃です。  
作業時には充分に気をつけて、  
水分補給及び休憩をしっかりと  
お願いします。  
体調不良者が発生した場合は、  
フロー図に基づき対応いただき、  
〇〇さん(000-0000-0000)へ  
連絡するようにお願いします。  
それでは本日もよろしくお願いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】